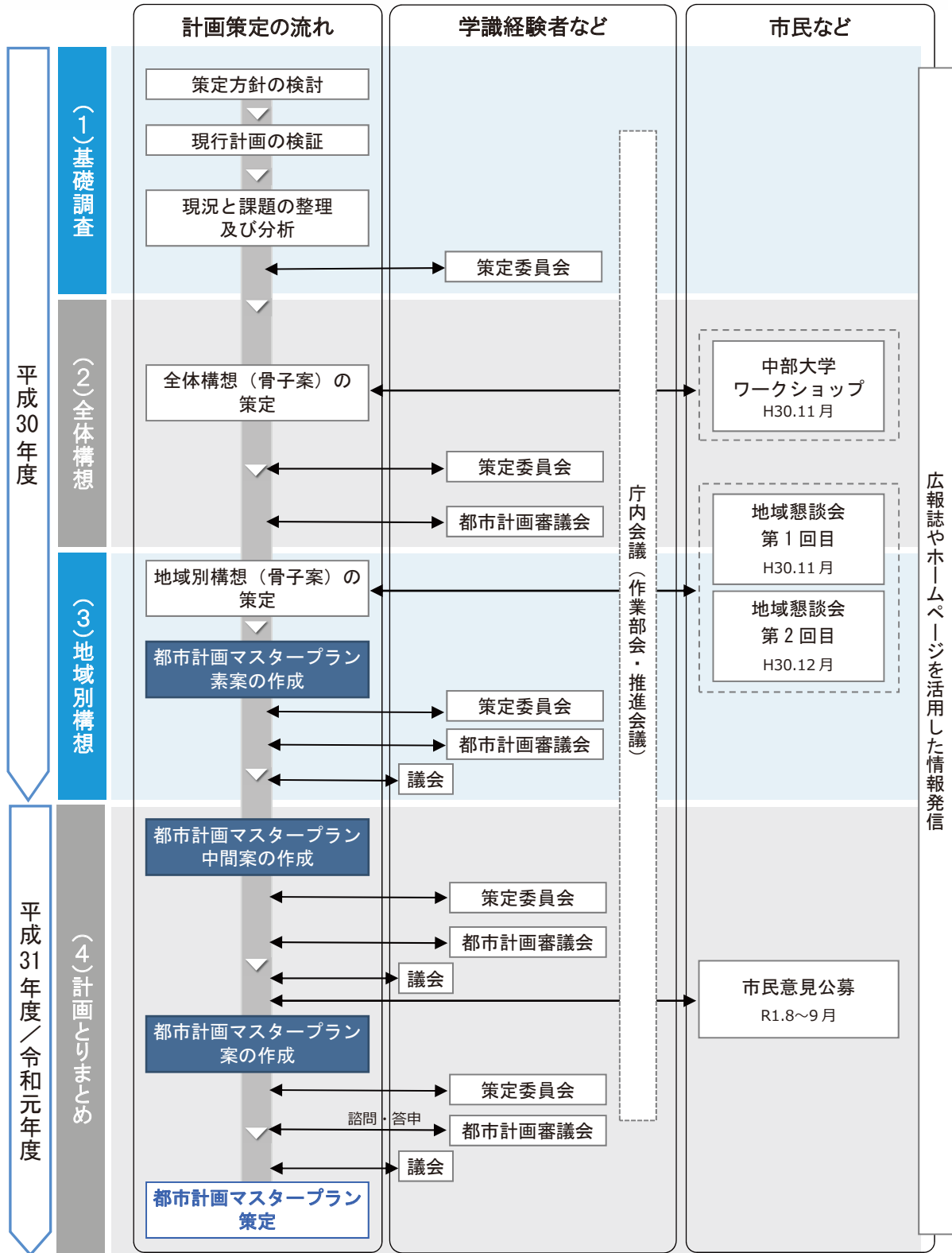


付属資料

1 策定経緯



■ 会議などの開催経緯

開催日	種別			内 容	
	策定委員会	推進会議	作業部会		
平成30年度	7月9日	第1回		第1回	・都市計画マスタープランの策定について ・現都市計画マスタープランの検証 ・計画の策定にあたって捉えるべき事項
	9月3日			第2回	・全体構想（骨子案）について ・地域懇談会について
	10月9日		第1回		
	10月26日	第2回		第3回	
	11月5日	都市計画審議会			
	11月22日			第4回	・地域別構想（骨子案）について
	12月19日			第5回	・春日井市都市計画マスタープラン（素案）について ・地域懇談会について（結果報告）
	12月26日		第2回		
	1月11日	第3回		第6回	
	3月13日			第7回	
3月22日	都市計画審議会				
平成31年度／令和元年度	5月22日			第8回	・春日井市都市計画マスタープラン（中間案）について
	6月5日		第3回		
	6月17日	第4回		第9回	
	7月19日	都市計画審議会			
	8月26日 ～9月24日	パブリックコメント			
	10月4日			第10回	・春日井市都市計画マスタープラン（案）について ・パブリックコメントの結果について
	10月9日		第4回		
	10月23日	第5回		第11回	
11月18日	都市計画審議会			・春日井市都市計画マスタープラン（案）の諮問	

2 策定委員会

■ 委員会要綱

春日井市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に当たり、専門的な視点から検討するため、春日井市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの策定に関することについて検討及び協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 優れた識見を有する者

(2) 関係行政機関若しくは県の職員又は市内に住所を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から都市計画マスタープランの公表の日までとする。

(会議)

第5条 委員会は、市長が必要に応じて招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、まちづくり推進部都市政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱で定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年5月31日から施行する。

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

■ 委員会名簿

役 職	氏 名
中部大学 教授	磯部 友彦
中部大学 教授	大塚 俊幸
名城大学 教授	生田 京子
区長町内会長連合会 会長	下畑 隆義
春日井商工会議所 専務理事	山田 真平
愛知県 都市整備局 都市基盤部 都市計画課 課長	片山 貴視

3 市民意見公募（パブリックコメント）

□ 募集案内

広報（令和元年 8 月 15 日号）及び市ホームページ

□ 募集期間

令和元年 8 月 26 日から 9 月 24 日まで

□ 公表方法

「春日井市都市計画マスタープラン（中間案）」を市の各施設（都市政策課、市役所情報コーナー、東部市民センター、坂下出張所、各ふれあいセンター、各公民館）に設置するとともに、市ホームページに掲載

□ 募集方法

郵送、ファクス、電子メールもしくは持参による提出

□ 募集結果

12 名 64 件

【意見内訳】

意見の分類	件数
全体的な意見	23 件
土地利用	13 件
市街地・住環境	4 件
道路・交通	19 件
公園・緑地・都市景観	4 件
都市防災	1 件
合計	64 件

4 上位・関連計画

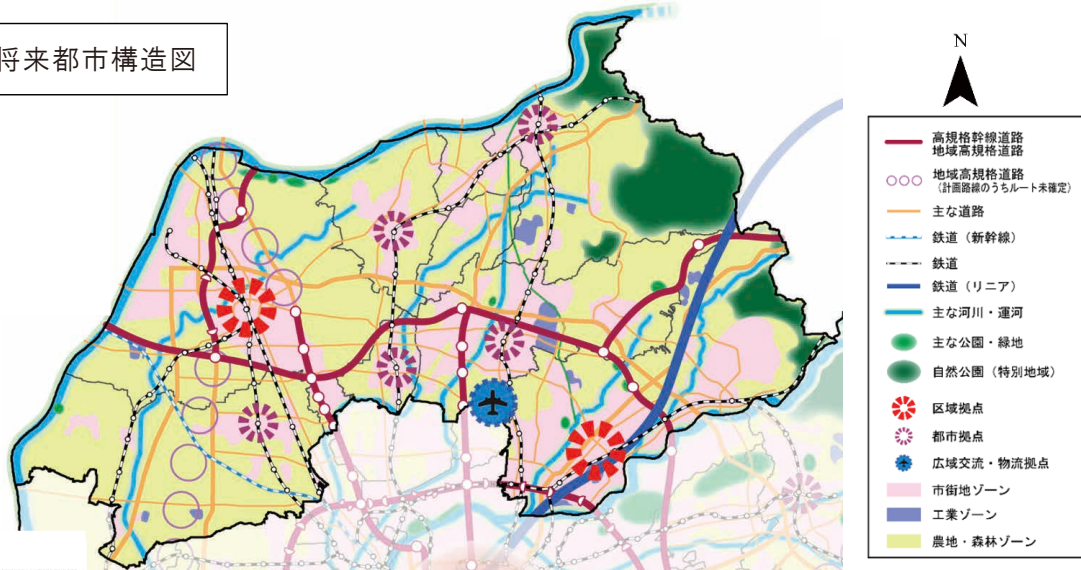
(1) 第六次春日井市総合計画

策定機関	春日井市
策定年次	平成 30 年（2018 年）2 月
計画期間	基本構想：平成 30 年度（2018 年度）～令和 19 年度（2037 年度） 基本計画：平成 30 年度（2018 年度）～令和 9 年度（2027 年度）
将来像	暮らしやすさと幸せをつなぐまち かすがい
基本目標	基本目標 1 安全・安心なまち 基本目標 2 子どもの笑顔があふれるまち 基本目標 3 思いやりと生きがいがあるまち 基本目標 4 活力とやすらぎのあるまち
政策分野と 施策	<p>政策分野 1 防災・生活安全</p> <p>《めざすまちの姿》</p> <p>○災害に対する備えができているまち ○犯罪や交通事故が少ないまち</p> <p>施策① 防災・減災対策の充実 施策② 防犯力の向上 施策③ 交通安全対策の強化</p>
	<p>政策分野 2 健康・福祉</p> <p>《めざすまちの姿》</p> <p>○健康を大切にするまち ○福祉や医療が充実したまち</p> <p>施策① 健康づくりの推進と地域医療の確保 施策② 高齢者福祉の充実 施策③ 障がい者福祉の充実 施策④ 地域での支え合いの推進</p>
	<p>政策分野 3 子育て・教育</p> <p>《めざすまちの姿》</p> <p>○子どもの成長を応援するまち ○子どもの可能性を広げるまち</p> <p>施策① 子育て子育て支援の充実 施策② 良好な教育環境の整備</p>
	<p>政策分野 4 市民活動・共生・文化・スポーツ</p> <p>《めざすまちの姿》</p> <p>○人を思いやり、ともに助け合うまち ○誰もが尊重され、大切にされるまち ○文化・スポーツに親しむまち</p> <p>施策① 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進 施策② ダイバーシティ（多様性）の推進 施策③ 文化・スポーツ・生涯学習の推進</p>
	<p>政策分野 5 都市基盤・産業</p> <p>《めざすまちの姿》</p> <p>○快適な住環境が整ったまち ○活力を生み、人が集い交流するまち</p> <p>施策① 都市基盤整備の推進と公共交通の整備 施策② 産業の振興と安心して働ける環境づくりの推進</p>
	<p>政策分野 6 環境</p> <p>《めざすまちの姿》</p> <p>○環境にやさしいまち</p> <p>施策① 地球環境の保全と自然との共生 施策② ごみ減量とまちの美化の推進</p>

(2) 尾張都市計画区域マスタープラン

策定機関	愛知県
策定年次	平成 31 年 (2019 年) 3 月
計画期間	平成 30 年 (2018 年) ~ 令和 12 年 (2030 年)
基本理念	広域からヒトやモノが集まるとともに、歩いて暮らせる身近な生活圏が形成された都市づくり
都市づくり の目標	<p>○暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた主な目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な鉄道駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。 ・ 都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。
	<p>○リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた主な目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犬山城をはじめとする歴史・文化資源、国営木曾三川公園をはじめとするスポーツ・レクリエーション資源などの地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。 ・ リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指します。
	<p>○力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた主な目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存産業の高度化や航空宇宙産業などの次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します。
	<p>○大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた主な目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します。
	<p>○自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた主な目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。

将来都市構造図



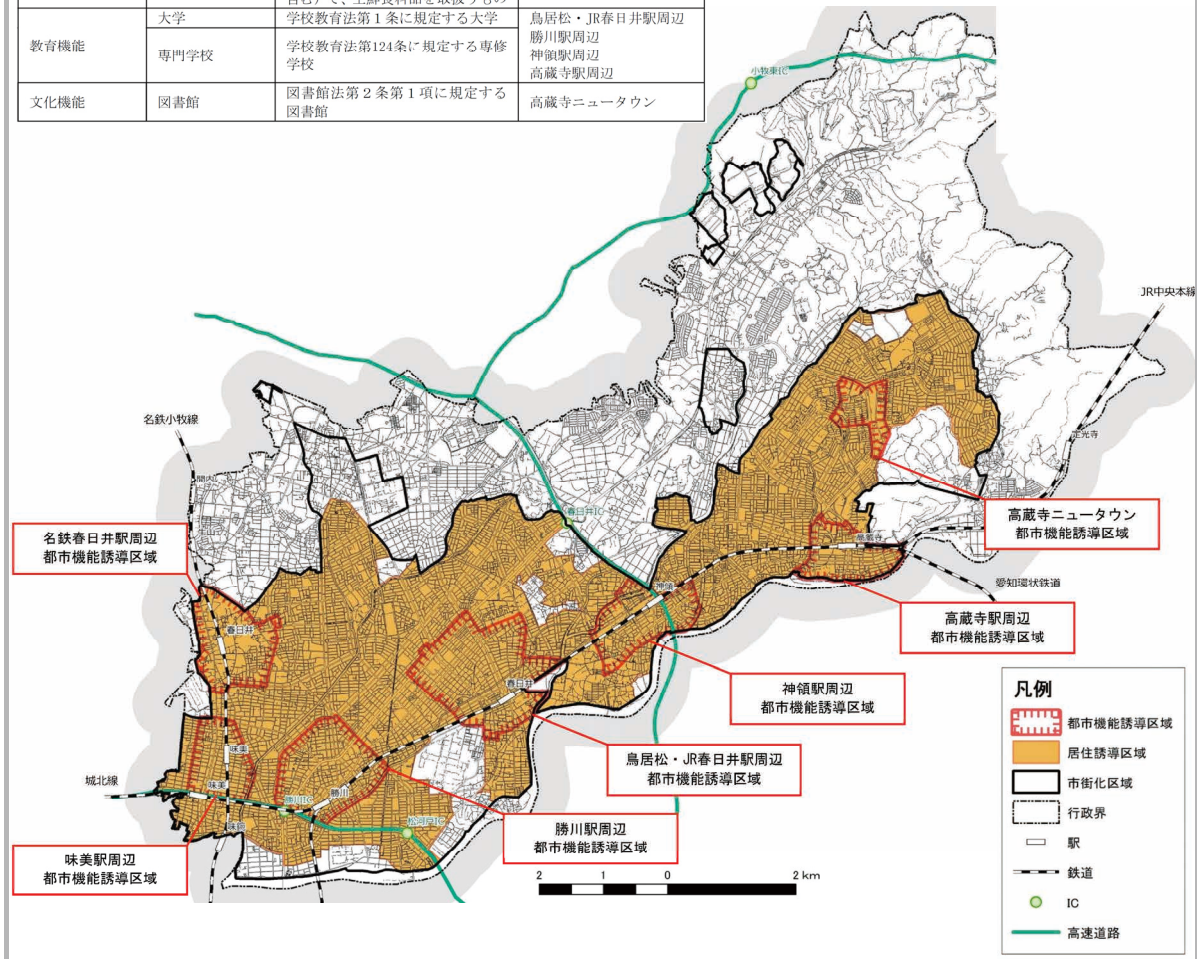
(3) 春日井市立地適正化計画

策定機関	春日井市
策定年次	平成 30 年（2018 年）3 月
計画期間	平成 30 年度（2018 年度）～令和 18 年度（2036 年度）
方針	ライフタウンとして、暮らしやすい春日井市を目指す
まちづくりの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○「都市機能が集約したまちづくり」を実現 <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来を見据え、集約型の都市構造の構築に向けた取り組みが必要です。 ○春日井市の特性を踏まえた集約型の都市構造の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利便性の高い鉄道駅を中心に拠点的形成するとともに、拠点の位置づけに応じた都市機能を誘導します。 ・ 若い世代に定住先として選ばれる、子育てしやすい居住環境をつくります ・ 充実した都市基盤や主要駅からの交通利便性が高い暮らしやすい区域への居住を推進します。

都市機能誘導区域・誘導施設、居住誘導区域

誘導する機能	具体的な施設	定義	誘導する区域
高齢者福祉（介護福祉）機能	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	高蔵寺ニュータウン
子育て機能	子育て支援事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う事業所	全ての都市機能誘導区域
	一時預かり事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う事業所	
商業機能	食品スーパー	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,500㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等含む）で、生鮮食料品を取扱うもの	神領駅周辺 名鉄春日井駅周辺
教育機能	大学	学校教育法第1条に規定する大学	鳥居松・JR春日井駅周辺 勝川駅周辺 神領駅周辺 高蔵寺駅周辺
	専門学校	学校教育法第124条に規定する専修学校	
文化機能	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館	高蔵寺ニュータウン

区域	面積 (ha)
都市機能誘導区域	944.3
鳥居松・JR春日井駅周辺	249.1
勝川駅周辺	179.9
神領駅周辺	126.2
高蔵寺駅周辺	98.1
味美駅周辺	97.3
名鉄春日井駅周辺	140.4
高蔵寺ニュータウン	53.3
居住誘導区域	3,892.8



5 用語説明

	語句	説明	掲載ページ
あ 行	IoT	Internet of Things（インターネット オブシングス）の略で、「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指している。	64
	医療施設	本計画における医療施設は、「都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月国土交通省）」に基づき、病院及び診療所を対象とする。	8,33,41
	インフラ資産	インフラとは産業や社会生活の基盤となるインフラストラクチャーの略。自治体が市民の社会生活の基盤として整備した道路、橋梁、上下水道設備などの資産。	75
	NPO	Non Profit Organization（非営利組織）の略。非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う団体の総称。	105
	オープンスペース	都市公園、公共施設の緑地、道路、河川及び民有地の空地などの空間を指す。	70,91,99
	汚泥の減量化や資源化	汚泥について発酵技術などを用い減量化したり、資源化したりすること。	63
	尾張都市計画区域 （都市計画区域）	市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を県知事が指定する。尾張都市計画区域には、一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡大口町及び丹羽郡扶桑町が含まれる。	56
か 行	街区公園、近隣公園や 地区公園	都市公園法に位置づけられた公園で、その規模などにより、街区公園、近隣公園、地区公園に分けられる。	69
	外水（氾濫）	河川の堤防から水が溢れ又は破堤して家屋や田畑が浸水すること。	34,91
	外来種	本来その場所に移動してくる事のできない種類のはずが、人間活動によって運ばれて来て、定着してしまった動植物のこと。	69
	合併処理浄化槽	生活雑排水とし尿とをあわせ処理する浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、水質汚濁物質の削減効果が大きい。	63
	環境負荷	人の活動により、地球環境に与えられるマイナスの影響。	63
	緩衝緑地	一般的に公害や災害の発生が危惧される地域と居住地域、商業地域等とを分離遮断することを目的に造成される緑地。	54,57

	語句	説明	掲載ページ
か 行	既成市街地	産業又は人口が相当程度集中し、公共施設の整備など実質的に都市としての機能や景観が備わった地域のこと。	44,49,60, 61,65,73
	既存ストック	現在あるまちの資産。道路や公園、鉄道駅や公共施設などの建物などを指す。	4,39,44,45, 49,62
	居住誘導区域	立地適正化計画において、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスなどが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。	2,52,108
	緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物質供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。	73
	グロス	道路などの公共施設用地を含めた土地のこと。(必要面積(ネット)÷(1-将来公共用地率))。	50,51
	兼業農家	世帯員のうちに兼業従事者が一人以上いる農家。なお、農業所得を主とするものを第1種兼業農家、農業所得を従とするものを第2種兼業農家という。	23
	公共車両優先システム	バスなどの公共車両が優先的に通行できるよう、バス専用・優先レーンの設置や、違法走行車両への警告、優先信号制御などを通じて支援するシステム(PTPS:Public Transportation Priority Systems)。	67,99
	交通結節点	鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、駅前広場など、交通動線が集中する箇所の総称。	52,53,56, 60,83,87
	高度処理化	下水中に含まれる窒素とリンをこれまで以上に高度に取り除く処理方式のこと。	63
	高度利用	中高層建築物又は容積率(建築敷地面積に対する延べ床面積の割合)の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。	54,55,56, 82,86,87, 90,98
	小売吸引力指数	市民一人当たりの小売販売額を県民一人あたりの小売販売額で除したものであり、1.0を上回る都市は、周辺都市から購買客を吸引している状態にあると分析できる指数です。	25
コミュニティバス	路線バスやほかの交通手段を利用できない地域において、市町村などが主体的に計画し、運行するバスのこと。	42,83, 91 95,102,103	
混雑度	調査区間の交通容量に対する交通量の割合。	27	

	語句	説明	掲載ページ
さ 行	サービス付き高齢者向け住宅	介護・医療と連携し、高齢者単身・夫婦世帯の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。平成23年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された制度。	62
	里山	都市と自然の間にあつて、人が利用してきた（いる）森林。	69,99,103
	産業基盤	産業の育成、発展にとって不可欠な施設の総称で、産業用地、用水、道路、港湾、空港、発電施設などのほか、技術開発機関や産業訓練、教育のための機関なども含む。	4,39,44,47,94,108
	三世帯近居	親世帯と子育て世帯が車や電車、徒歩など、何らかの交通手段で往復1時間以内のところに住むこと。	44,45,62
	C S R	Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略。「企業の社会的責任」とは、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々な利害関係者からの信頼を得るための企業のあり方を指す。	106
	市街化区域	都市計画法における都市計画区域の一つで、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	10,11,12,14,15,26,32,39,44,49,50,51,55,56,57,58,61,69
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物などを除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないとされ、市街化を促進する都市施設も定められないものとされている。	11,12,26,39,44,55,58,69,75
	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物及び建築敷地の整備ならびに公共施設の整備を行う事業。	60,61,63,87
	事業者	主として民間企業のほか、NPOや大学など、まちづくりに関わる団体。	5,67,72,73,79,83,87,91,99,103,105,106
資源再利用施設	環境省の循環型社会形成交付金制度において定められた、不燃ごみ、プラスチックごみ等の資源化施設、資源ごみ等のストックヤード、焼却灰を熔融処理し資源化する灰熔融施設等の廃棄物の資源化に寄与する施設。	63	

	語句	説明	掲載ページ
さ 行	自然公園	自然の風景地の中で特に優れた地域を保護し、またその秩序ある利用を通して国民の保健、休養、教化に役立てるために指定された地域のこと。	58,103
	自動運転	人工知能などのシステムが周囲の状況を適切に判断し、自律的かつ安全に自動車を運転すること。	46,67,99
	集約型都市構造	主要駅周辺などの中心市街地や生活の拠点となる地区に都市機能が集約され、その周辺や公共交通沿線に多くの人々が居住するとともに、各拠点間のアクセス利便性が高い都市構造。	49
	循環型社会	廃棄物などの発生抑制、資源の適正な循環利用などを行うことによって、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。	63
	浸水想定区域	河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。	34,75
	スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアなどから乗り降りができるように設置され、通行可能な車両をETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。	87,91
	スポンジ化	都市の内部において、空き地・空き家などの低未利用の空間が、ランダムに広がり、全体として人口密度が下がっていく現象。	78,87,98
	生産緑地地区	農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境を形成するために、市街化区域内の農地などのうち、公害や災害の防止などに役立ち、かつ、公園・緑地など公共施設などの敷地の用に供する土地として適しているものを市が指定した地区。	55,68,69
	セーフティネット	セーフティネット (safety-net) の意味としては安全網のことで、国民の安心や生活の安定を支える社会保障制度。	62
た 行	滞留空間	駅前広場などで、人がたたずみ、留まる空間。	48
	地区計画	地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するため、市民の意向を反映し、建築物の形態、道路や公園の配置などについて市町村が定める都市計画。	55,57,58, 61,68,94, 102,103
	調整池	洪水、雨水を一時的に貯留して、出水量が最大になるピーク時の流量を調節・調整する施設。	48,73,83, 91
	長寿命化	老朽化している施設を計画的に保全し供用可能期間を延ばすことにより、更新に伴う大規模な財政支出を軽減する取組み。	6,62,65,69

	語句	説明	掲載ページ
た 行	通学路安全対策プログラム	道路管理者、学校、警察及び教育委員会等の関係機関が連携を図り、通学路の安全対策を実施することを目的として、危険個所の点検等を行い、その対策を行う取組み。	65,79,83, 87,91,95, 99,103
	低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。	24,51,75
	道路空間の再配分	多様な利用者が共存する道路空間の形成を目標に、従来の自動車中心の道路空間や歩行者等の安全が確保されていない道路空間を再配分し、自転車通行空間、歩行空間の形成を図ること。	64,65,79, 87,91
	都市型住宅	都市において、良好な住環境を確保しながら高密度に住む集合住宅。	62
	都市機能	商業、サービス、福祉、教育、文化など都市的な活動を営むための様々な機能。	52,54,55, 56,60,70, 75,82,86, 90,98,108
	都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点などに誘導し集約することにより、サービス効率化が図られるように定める区域。	2,52
	都市機能誘導施設	都市の中心拠点などに誘導し集約することが望まれる医療・福祉・商業等の都市機能をもった施設。	108
	都市基盤施設	道路、公園、排水施設及び供給施設などの都市活動に必要な基盤施設のこと。	49,57,82, 94
	都市計画区域マスタープラン	都道府県が当該都市計画区域の発展の動向や人口などの現状及び将来の見通しを踏まえ、広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため策定する計画。	2
	都市計画道路	都市施設の種類として都市計画に定められる道路。自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊街路の4種類がある。	26,27,39, 64,65,73, 99,108
	都市公園	都市の防災性向上や良好な都市環境の提供、市民活動の場の形成などを図るため、国または地方公共団体が設置する公園・緑地。	6,31,39,69, 83,87,91
	都市再生推進法人	都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するもの。	99,105
都市施設	都市計画法第11条に定義される道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、エネルギー供給施設、河川、学校、病院など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。	75	

	語句	説明	掲載ページ
た 行	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、市民などの生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地で都道府県知事が指定する区域のこと。	36,99,103
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して市民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。	36
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。	6,58
	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図るため、地権者から土地を提供（減歩）してもらい、この土地を道路・公園などの公共用地に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業。	7,10,14,15, 26,39,45, 57,60,61, 68,69,70, 75,83,87, 91,109
	土地利用	整備が必要とされる市街地において、その一定の区域内で、土地所有者等からその所有する土地の面積や位置などに応じて、少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、これを道路、公園などの公共施設用地等に当て、これを整備することによって、宅地の利用価値を高め、健全で、明るく住みよいまちづくりを行う事業。	2,4,5,8,14, 24,39,44, 49,52,54, 55,57,58, 59,75,76, 78,82,86, 90,94,98, 99,102, 105,106
な 行	南海トラフ地震	東海地方から紀伊半島、四国にかけての南の海底に延びる深い溝（南海トラフ）に沿って発生する可能性がある巨大地震。	48,73
は 行	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上でバリアを取り除くという意味で、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去すること。	39,44,46, 60,61,67, 83
	P D C A サイクル	Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するためのマネジメントシステム。	108
	P P P / P F I	PPPはPublic-Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法。 PFIはPrivate Finance Initiativeの略。PPPの手法の一つ。公共施設等の建設、管理運営などにおいて民間の資金や経営能力、技術的能力を活用し、公共事業の効率化やサービスの向上を図る手法。	106
	ビオトープ	自然の状態が多様な動植物が生息する環境の最小単位のこと。	69

	語句	説明	掲載ページ
は行	フレーム	人口や世帯構成、産業生産額の規模、市街地や建築物の床面積の規模など、都市計画を定めるうえでの基本的大枠となる数値目標。	5,50,51,61
	防災公園	大地震などの災害の際に、広域的な避難地、火災の延焼防止、救助・救援部隊やボランティア等の活動拠点、復旧・復興活動拠点、仮設住宅用地などとして活用が可能な大規模公園のこと。	87
ま行	まちなか居住	都市の中心部に居住すること。生活利便施設の多く集まる中心部に居住することにより、車を利用しなくても快適に生活することができ、コンパクトなまちとなる。	62
や行	用途純化	地域の特性に応じて、住宅、業務、商業、工業の各施設の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図ること。	57,82,94
	用途地域	都市計画法及び建築基準法に定められ、主として市街化区域内において住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。第一種低層住居専用地域をはじめ13種類の用途地域がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制、誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。	39,57
	用途転換	現在の用途から他の用途へと変更すること。	57,82,94
ら行	ライフタウン	夜だけ寝に帰るまち（ベッドタウン）ではなく、一人ひとりがいきいきと働き、自分らしく暮らせるまち（ライフタウン）をイメージしたもの。	43,44,45
	ラストマイル	公共交通のその先、駅・バス停から自宅等の目的地までのこと。	46,99
	立体道路制度	幹線道路等の整備促進と土地の高度利用に関する取り組みの一つで、道路の区域を立体的に定め、それ以外の空間利用を可能にすることで、道路の上下空間での建築を可能にし、道路と建築物等との一体的整備を実現する制度。	67,99
	リノベーション	既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させ付加価値を与えること。	44,45,62,99
	緑化イベント	緑の大切さを啓発したり、実践を促すための催し。緑化フェアなど。	70
	緑化協定	春日井市緑化の推進に関する条例に基づき、住宅などの緑化の推進を目的とした協定。	79
	緑化地域	一定規模以上の敷地において、建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける制度。	70
	緑地協定	緑化の推進、緑地の保全などにより、市街地の良好な環境を確保することを目的とした協定。	70
	旅行速度	調査区間の走行所要時間（信号や渋滞などによる停止時間を含む）と速度調査区間延長から算出した速度。	27

